

軽部 昭博	会計管理者兼 会計課長	秋場 弘昭	学校教育課長
日下部 敦子	生涯学習課長	鈴木 淳子	監査委員事務局長

◎ 議 事 日 程

令和6年3月15日（金） 予算審査特別委員会閉会后開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第10号 令和6年度河北町一般会計予算について
- 議第11号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第12号 令和6年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第13号 令和6年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第14号 令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第15号 令和6年度河北町水道事業会計予算について
- 議第16号 令和6年度河北町下水道事業会計予算について
- 議第17号 河北町剥製動物館設置条例を廃止する条例の設定について
- 議第19号 河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 河北町監査委員の監査の執行に関する条例及び河北町水道事業設置条例の一部を改正する条例の設定について
- 議第23号 河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 河北町児童動物園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可
日程第3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可
追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程
議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 提案理由の説明
日程第3 議案の審議、採決
議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時23分

○丹野貞子議長 本日の欠席通告議員は8番佐藤修二議員であります。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第10号から議第16号までの7議案について、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりましたので、その経過と結果について、予算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されており、審査の過程については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第10号令和6年度河北町一般会計予算について、議第11号令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第12号令和6年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第13号令和6年度河北町介護保険特別会計予算について、議第14号令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第15号令和6年度河北町水道事業会計予算について、議第16号令和6年度河北町下水道事業会計予算について、以上7議案については、原案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

以上、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○丹野貞子議長 予算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

予算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり決定したという報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されていますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

順次採決します。

○丹野貞子議長 最初に、議第10号令和6年度河北町一般会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第10号令和6年度河北町一般会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第11号令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第11号令和6年度河北町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第12号令和6年度河北町西里財産区特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第12号令和6年度河北町西里財産区特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第13号令和6年度河北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第13号令和6年度河北町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第14号令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第14号令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第15号令和6年度河北町水道事業会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第15号令和6年度河北町水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第16号令和6年度河北町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第16号令和6年度河北町下水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第17号河北町剥製動物館設置条例を廃止する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第17号河北町剥製動物館設置条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、河北町剥製動物館解体に伴いまして条例を廃止する必要があるので、ここに提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとさせていただきたいと思えます。

よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第17号河北町剥製動物館設置条例を廃止する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第19号河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 議第19号河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部の改正によりまして、この法律にあります別表第2という部分が削られまして、これに伴い、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報という表記に規定されたため、条例の一部を改正するものであります。

条例第2条第1項第5号及び第6号は、それぞれ特定個人番号利用事務、利用特定個人情報について新たに定義するものであります。

第4条は、法律にあります別表第2を引用している箇所について、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報にそれぞれ改正し、文言の整理を行うものであります。

附則としまして施行期日を定めるものでありますけれども、この法律の施行がまだであります。その法律の施行と条例の施行日を同じくするという設定の附則としているところであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第19号河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第20号河北町監査委員の監査の執行に関する条例及び河北町水道事業設置条例の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第20号河北町監査委員の監査の執行に関する条例及び河北町水道事業設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置が講じられたことにより、従前の職員の賠償責任について定める第243条2の2の規定が第243条の2の8となったため、その条項を引用している2つの条例について改正を行うものであります。

第1条、河北町監査委員の監査の執行に関する条例の一部改正については、特別監査の着手の期日について定める第4条について、法第243条の2の2第3項を法第243条の2の8第3項に改めるものであります。

第2条、河北町水道事業設置条例の一部改正については、議会の同意を要する賠償責任の免除について定める第5条について、法第243条の2の2第8項を法第243条の2の8第8項に改めるものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和4年4月1日としているところであり、令和6年4月1日としているところであり、失礼いたしました。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第20号河北町監査委員の監査の執行に関する条例及び河北町水道事業設置条例の一部を改正する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第23号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田子育て支援主幹」

○池田恵子子育て支援主幹 議第23号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項第2号は、現行法上、磁気ディスク、CD-ROM等の特定の記録媒体で交付を定めた規定について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改める文言の適正化を図る改正であります。

第23条は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないと改正するものであります。

附則として、条例の施行日を令和6年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第23号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田子育て支援主幹」

○池田恵子子育て支援主幹 議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育施設等における職員の配置基準について改正するものであります。

現行法上、小規模保育事業所において、満3歳以上満4歳未満の子供の職員配置基準については、おおむね20人につき1人以上となっているところを15人につき1人以上、満4歳以上の子供の配置基準については、おおむね30人につき1人以上となっているところを

25人につき1人以上と引き下げる改正を行うものであります。

第29条第2項第3号及び第4号は、小規模保育事業所A型における職員配置基準の改正であります。

第31条第2項第3号及び第4号は、小規模保育事業所B型における職員配置基準の改正であります。

第44条第2項第3号及び第4号は、保育所型事業所内保育事業所における職員配置基準の改正であります。

第47条第2項第3号及び第4号は、小規模型事業所内保育事業所における職員配置基準の改正であります。

附則として、条例の施行日を令和6年4月1日からとするものであります。

経過措置として、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間この規定は適用しないとするものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第26号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第26号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第6条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効果的に運営する観点から、全てのサービスを対象に、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等であっても差し支えない旨を明確化するため、文言を改める改正であります。

第8条第1項は、引用条項の変更による改正であります。

第9条第2項は、健康保険法等の一部を改正する法律により廃止が決定され、経過措置により存続が認められていた介護療養型医療施設について、経過措置期限が到来したことに伴い、文言を改める改正であります。

第10条第1項は、第6条同様、管理者の兼務範囲の明確化のため、文言を改める改正であります。

第11条第2項は、文言の整理による改正であります。

また、同条同項第2号は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令により、文言を改める改正であります。

第32条第1項及び第2項は、文言の整理及び追加を行う改正であります。

また、新たに、第3項として重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定を加える改正であります。

第39条第4項は、省令に合わせて文言を追加する改正であります。

第40条第2項は、第3号を第4号に、第4号を第5号に、第5号を第6号に改め、新たに第3号として身体的拘束等についての記録を整備及び保存について義務づけることを加える改正であります。

また、第7号として、前条第4項に規定する記録の整備及び保存を義務づけることを新たに加える改正であります。

第42条第10号を第12号に、第11号を第13号に、第12号を第14号に、第13号を第15号に、第14号を第16号に改め、新たに、第10号として身体的拘束等の原則禁止、及び、第11号として身体的拘束等を行う場所の記録の整備及び保存に関する規定を加える改正であります。

第44条第1項及び第13項は、引用条項の変更による改正であります。

また、同条第6項の表の注欄は、健康保険法等の一部を改正する法律により廃止が決定され、経過措置により存続が認められていた介護療養型医療施設について、経過措置期限が到来したことに伴い、文言を削除する改正であります。

第45条は、第6条同様、管理者の兼務範囲の明確化のため文言を改める改正であります。

第47条及び第48条第5項は、引用条項の変更による改正であります。

第53条第1項は、文言の整理による改正であります。

また、新たに、身体的拘束の適正化を図るため第3項を加え、同項第1号に適正化のための対策を検討する委員会の開催、第2号に指針の整備、第3号に研修の実施を加える改正であります。

第63条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定を新たに加える改正であります。

第64条、第71条第1項及び第11項は、文言の整理及び引用条項の変更による改正であります。

第72条は、第6条同様、管理者の兼務範囲の明確化のための文言を改める改正であります。

第74条第7項は、引用条項の変更による改正であります。

第79条は、第6条同様、管理者の兼務範囲の明確化のため文言を改める改正であります。

第83条は、第2項を第7項に、第3項を第8項に改め、新たに第2項、第3項及び第6項に協力医療機関との連携体制の構築についての規定を加え、第4項及び第5項に新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携についての規定を加える改正であります。

第85条は、文言の整理及び引用条項の変更による改正であります。

第86条は、準用として、引用条項に係る文言の整理及び追加を行う改正であります。

第91条は、文言の整理による改正であります。

附則として、第1項では施行期日を令和6

年4月1日からとし、第2項では重要事項の掲示に係る経過措置を、第3項では身体的拘束等の適正化に係る経過措置を、第4項では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を行うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第26号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第27号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第27号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

第4条は、文言の整理による改正であります。

第6条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効果的に運営する観点から、全てのサービスを対象に、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、文言を改める改正であります。

第7条第2項は、説明対象を明確化する改正であります。

また、公正中立性の確保のための取組として義務づけられていた内容について簡略化し、第3項を第4項とし、新たに、第3項として公正中立性の確保のための努力義務を加える改正であります。

附則として、施行期日を令和6年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第27号河北町指定居宅介護支援

等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第28号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第28号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第5条第1項は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従事者の基準を、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に限定する改正であります。

また、同条第2項は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準を加える改正であります。

第6条第1項は、前条第1項及び第2項の指定介護予防支援事業者に係る事業所を総称する指定介護予防事業所の定義を定め、第2

項は、管理者を地域包括支援センターの設置者が置く管理者に限定し、第3項及び第4項は、指定居宅介護予防支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者に関する基準を加える改正であります。

第7条第2項は、誰に説明をするのかを明確にするための説明対象を、第3項は、担当職員を介護支援専門員と読み替えることを加え、第4項は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令により文言を改める改正であります。

第13条第2項は、指定居宅介護予防支援事業者が指定を受けて通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合に、交通費の支払いを受けることを認め、第3項は、交通費の支払いを受ける際の事前手続を加える改正であります。

第14条は、前条に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同条の引用を第1項に限定して引用する形に改める改正であります。

第15条第1項は、内容的に指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護予防支援事業者には適用されない規定であることから、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に限定する改正であります。

また、同条同項第1号は、新設の第6条第3項で引用されている介護保険法施行規則の省令番号の表示を削除し、第4号中に記載されている新設の第33条、第29条は、指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者についての規定であるため、同号の規定から除くよう改める改正であります。

第24条第1項及び第2項は、文言の整理及び追加を行う改正であります。

また、新たに、3項として重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定を加える改正であります。

第31条第2項は、第3号を第4号に、第4号を第5号に、第5号を第6号に改め、新たに、第3号として身体的拘束等についての記録の整備及び保存について義務づけることを加える改正であります。

第33条第2号の2として身体的拘束等の原則禁止、及び第2号の3として身体的拘束等を行う場合の記録の整備及び保存に関する規定を新たに加える改正であります。

また、第14号の2は、既存の文言に枝番号を追加し、第16条のイをエに、ウをオに改め、アの利用者の居宅への訪問頻度については、新設するイ及びウに定められることに伴い削除し、イ及びエは、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を可能とする改正であります。

第21号の2は、既存の文言に枝番号を追加し、第29号は、町から介護予防サービス計画の実施状況等の求めがあった場合の情報提供を、運営基準上、義務づけることを加える改正であります。

第36条は、文言の整理による改正であります。

附則として、第1項では、施行期日を令和6年4月1日からとし、第2項では、重要事項の掲示に係る経過措置を行うものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第28号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

ここで、10時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時13分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、議第29号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第29号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容について申し上げます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第7条では管理者の業務範囲の明確化、第9条第2項第2号では重要事項の提供に際しての特定の記録媒体を指定する規制の見直し、第24条第8号では身体的拘束の原則廃止、同条第9号ではやむを得ずに身体的拘束を行

った場合の記録の整備についての具体的取扱方針、第34条第3項では事業所の運営規程の概要等の重要事項について原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけること、第42条第2項第5号では身体的拘束等についての記録の整備を定めるものであります。

夜間対応型訪問介護については、第48条では管理者の業務範囲の明確化、第51条第5号では身体的拘束の原則廃止、同条第6号ではやむを得ず身体的拘束を行った場合の記録の整備についての具体的取扱方針、第58条第2項第3号では身体的拘束等についての記録の整備について定めるものであります。

地域密着型通所介護については、第59条の4では管理者の業務範囲の明確化、第59条の9第5号では身体的拘束の原則廃止、同条第6号ではやむを得ず身体的拘束を行った場合の記録の整備についての具体的取扱方針、第59条の19第2項第3号では身体的拘束等についての記録の整備について定めるものであります。

地域療養通所介護については、第59条の24では管理者の業務範囲の明確化、第59条の30第3号では身体的拘束の原則廃止、同条第4号ではやむを得ず身体的拘束を行った場合の記録の整備についての具体的取扱方針、第59条の37第2項第4号では身体的拘束等についての記録の整備について定めるものであります。

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護については、第62条では管理者の業務範囲の明確化を定めるものであります。

共用型指定認知症対応型通所介護については、第66条では管理者の業務範囲の明確化、第70条第5号では身体的拘束の原則廃止、同条第6号ではやむを得ず身体的拘束を行った場合の記録の整備についての具体的取扱方針、第80条第2項第3号では身体的拘束等につい

ての記録の整備を定めるものであります。

小規模多機能型居宅介護については、第84条では管理者の業務範囲の明確化、第93条第7号では身体的拘束等の適正化のための措置、第107条の2では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけについて定めるものであります。

認知症対応型共同生活介護については、第112条及び第122条では管理者の業務範囲の明確化、第126条第2項から同条第6項までは協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携を定めるものであります。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、第131条第7項第2号を介護療養型医療施設が完全廃止されるため削除するものであります。同条第11項では生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化について、第132条では管理者の業務範囲の明確化、第147条第2項から同条第6項までは協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を定めるものであります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第165条の2第1項及び同条第2項では緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、第166条では管理者の業務範囲の明確化、第172条第1項から同条第5項までは協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を定めるものであります。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設については、第187条第5項ではユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務を定めるものであります。

看護小規模多機能型居宅介護については、第191条第7項第4号を介護療養型医療施設

が完全廃止されるため削除するものであります。第192条では管理者の業務範囲の明確化、第197条第1号では看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、同条第7号では身体的拘束等の適正化の措置について定めるものであります。

雑則について、第203条は、本条例第9条第2項第2号の改正により電磁的記録の定義が同号で定められたことに伴う改正であります。

附則として、第1項では施行期日を令和6年4月1日からとし、第2項では重要事項の掲示に係る経過措置を、第3項では身体的拘束等の適正化に係る経過措置を、第4項では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を、第5項では協力医療機関との連携に関する経過措置を行うものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第29号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第30号河北町児童動物

園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第30号河北町児童動物園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、河北町動物園の設置目的の明確を図るため条例の一部を改正する必要があるもので、提案するものでございます。

改正内容につきましては、第1条「この条例は」の後に「動物の救護及び動物を通じた児童の情操教育並びに町内のにぎわい創出を図るため」を追加し、提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては令和6年4月1日から施行するとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認します。7番ですね。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 議第30号河北町児童動物園設置条例の一部を改正する条例改正案について質疑いたします。

私が質問とか質疑で、児童動物園のにぎわい創出という役割も持ってもらえるべきじゃないかと何回か述べてきましたが、それが実現するというので大いに賛成するものであります。もともと動物愛護とそれから情操教育は目指してきていたんですが、町が、町の中心部に、役場の隣に児童動物園置いて、町のにぎわい創出にも大いに役立ってもらおうというようなことに踏み込んだということであ

ります。担当が商工観光課であります。たまたまなのか、最初からそういう意図があったのか、まちおこし、観光を所管する商工担当、商工観光課が担当するということでもあります。

にぎわいづくりで、動物園は、見てみると、イベントはなくても日常的に通年して集客力の強い、非常にすばらしい機能を持っている。毎週土日になると、親子連れがいっぱい集まってくるというところでもあります。その動物園から、ただ、ここは入場料無料で、経済活動がなかなか起きないと。近くのお店で少し物品を売っていただいているという程度なんです、それで満足しないで、もっと経済活動につながりべきではないかというふうに思いますが、どんな具体的なアイデアを持っているのか。そういったアイデアというのは、商工観光課がこれまでやってきましたが、そこだけでなく全庁、役場的にですね、何か取り組むべきような面白い仕事なのかどうかなどについてもお聞きしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 にぎわい創出についてのご質問かと思いますが、これまで児童動物園に関しましては、剥製館の改修を含めまして、リノベーション事業ということでこれまで進めてまいりました。このたびの3月定例会におきましても、ふれあい施設の予算のほうも計上させていただいたところでございます。

これまで、にぎわい創出ということでは、土日のみならず平日もたくさんのお客様が動物園に来園されているということはお承知のとおりかと思っております。今後どう進めていくかということですが、これまでもご説明申し上げますが、このふれあい施設、やっぱり1階に触れ合いコーナー、それからキッズスペースといった、小さいお子さんが、

より魅力があって訪れるような施設にしてまいりたいというふうに考えておるところと、さらには、遊具、公園の再整備も図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

経済的な効果ということでは、直接、施設内で物の販売といったところは現在のところ考えておりませんが、町内の飲食店、それから町内のひなの湯であれ道の駅であれ産直施設であれ、そういったところのパンフレット等で周知して、経済の活性化にも努めていくのではないかとというふうに考えておるところであります。

また、令和6年度から、児童動物園のブランディングとしまして地域おこし協力隊を配置する予定でございます。児童動物園全体的なブランディングを図った上で、にぎわい創出のほうも進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） やはり、にぎわい創出の具体的なイメージがどうも湧いてこないといえますか、1つすぐにできるのは、動物の説明、案内板などに、その動物の説明をさらに詳しくということでQRコードか何かつけて、そのQRコードを見ると、町の、今、課長から答弁あったようなところに誘導すると、こんなこともありますよというのをさりげなく誘導するとか。最初からもう、もっと河北町ではこんなありますよというのを、案内板にQRコードをつけてそこを積極的に誘導するとかいうふうなことで、いっぱい集まってもらおうと、それはいいんですが、集まってもらったら、やはり経済活動行ってほしいと。食べるとか、どこかほかに入場するとか、泊まるとか、飲むとか、そういったことをぜひやってもらおう行動に意識的につないでいくということとはぜひやるべきじゃないかなと。

そこにしっかりとアイデアも傾注したらどうかと。

例えば、自販機を置いて、比較の日もちのいい食べ物、何とか、動物に関連したクッキーとかそういったもの入れて、そこで買ってもらえば、人件費もなしに経済活動起きるかという、中の経済活動と、外につなぐ経済活動分けて、しっかりとやっていくべきではないかと思うんですが、そういった準備といえますか、リノベーションオープンに向けての考えはどうか、もう1回お聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 動物園内の動物に対する展示のサイン等については、今後進める方向で考えております。

それから、町内の飲食店など、QRコードで、そこで紹介できるようなものにつきましては、今後検討させていただければなというふうに思っております。

もう1点。以上でよろしかったでしょうか。

失礼しました。いわゆる内部での商品開発ということのご質疑かと思いますが、ブランディングを進めていく上で、グッズの販売等についても検討していく必要があるなというふうに認識いたしております。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 町長にお伺いしたいんですけども、新庁舎がここに、この場所に設置になって、なぜここかという動物園があるからと、八幡宮がそばにあるからというの、一つの理由になっております。その動物園をリノベーションしたときに、町のにぎわいおこしでも大きな役割果たしてもらわなきゃいけないと思うんです。そういう点での役場庁舎全体としての方向づけといいますか、そういったことも必要だと思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 庁舎整備に係るこれまでの質疑の中でも申し上げてきましたけれども、当然、庁舎整備については町民サービスの利用向上というところが一義的なところではございませぬけれども、中心市街地にある、そして現庁舎があったところに整備するというようなことで、町のにぎわいづくりの起点として起爆剤にもしていくんだというようなことは、庁舎整備における質疑の中でも、私、申し上げてきました。その中には、どんが祭りであったり、あるいは間もなく開かれますひなまつりだったり、そして谷地八幡宮、そして何よりも児童動物園、これがこの役場周辺を中心に非常ににぎわいをもたらす上での河北町の目玉でもありますし、一朝一夕に出た、できたにぎわいの核じゃなくて、もう長年の蓄積の中に裏づけされた、もう本当に本町のまさに強みの極みだと思っております。そういった意味で、今回の児童動物園のリノベーションにも取りかかるということでもあります。

1つは、いろいろな子育て施設の、支援施設の充実も図られてきておりますけれども、やはり児童動物園については、身軽に身近に、しかもいつでも、子供さんと親御さん、さらには祖父母の方々も含めて多世代の交流の起点になるという機能を持っているというふうに思っております。

そういった意味で、子育て施設ということでは、よりいろいろな方々から、最近、周辺に本当に子育て施設充実している中で、河北町については、周辺からも含めて、児童動物園というのは大きな一つの特徴ある、特色ある、ほかにまねのできない施設だねということの評価もいただいております。自負もしております。そういった意味で、より低年齢児のところの、中央公園等の機能等いろいろ考えた場合に、低年齢児向けの子育て支援とし

ての施設としてのより魅力アップ、これは、町内の子供さん方だけでなく、町外からも目を向けてもらえる財産だと思っております。それが1つ。

あと、にぎわいということでは、いつでも、先ほど言いましたように、気軽にという点が大きい。経済波及効果は小さいかもしれませんが、やはり当町に訪れている方の多くが、河北町に行ったことあるよと、初めて東京のほうから、県外から河北町にいらっしゃった方、河北町に行ったことあるという、ほとんどが動物園に行ってきた、肉そばを食べたという方です。

そういった意味で、その発信もしっかりしていくことによって進めていきたいというふうに思います。来年、令和7年の4月のリニューアルオープンを、リニューアルを目指して来年度予算執行してまいりますけれども、リノベーションプロジェクトは来年度がスタートだというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○丹野貞子議長 以上で、7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第30号河北町児童動物園設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第32号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「大泉上下水道課長」

○大泉正博上下水道課長 議第32号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることから、条例の一部を改正するものであります。

第10条及び第37条に定める「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるとともに、所要な文言整理を行うものであります。

第44条に定める「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第32号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 日程第2、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について

を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求が提出されています。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

○丹野貞子議長 ここで、議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時45分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午後10時47分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第3、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○丹野貞子議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議員発議第1号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以上1議案を上程します。

○丹野貞子議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長「14番細矢誓子議員」

○14番(細矢誓子議員) 議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、新設及び改編される課があるため、条例の一部を改正するものであります。

内容について申し上げます。

第2条第2号常任委員会の厚生文教常任委員会所管について、「まちづくり推進課」を「くらし応援課」に変更し、また「こどもみらい課」を新設するものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます、提案の理由説明といたします。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○丹野貞子議長 議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第1号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

議員各位には、3月5日に本定例会を招集

いたしましてから本日まで、長期間にわたりご審議を賜り、そして、議案につきましてご承認、ご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

丹野貞子議長並びに細矢誓子議会運営委員長、そして予算審査特別委員会におきまして議事を進められました石垣光洋委員長におかれましては、円滑な議事運営をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

加速する人口減少、出生数の減少や物価高騰の長期化、人手不足や賃上げ、働き方改革など、現下の社会経済を取り巻く現状、町が直面している課題に的確に対応しながら町政を運営していかなければなりません。令和6年度は第8次河北町総合計画の計画期間4年目、そして町制施行70周年を迎える年となります。まちづくりの基本となる総合計画に基づき、安心、成長の基盤づくり、挑戦、投資し、新しい成長の芽を地域に根づかせていくべく、町民の皆様と全力で取り組んでまいります。活力あるまちづくりに向けて、関係機関、団体とのなお一層の連携、そして、職員の士気の高揚、組織の活性化に努めてまいります。

最後になりますが、本定例会の審議の中で議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、可能な限り今後の行政運営に反映させてまいります。今後とも議員各位のご指導をお願い申し上げまして、3月定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和6年3月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和6年3月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 奥山英幸

河北町議会署名議員 木村章一

